

高知県立人権啓発センター指定管理者選定委員会の選定結果について

高知県立人権啓発センター指定管理者の公募を行ったところ、1団体から申請がありました。

高知県立人権啓発センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において審査した結果、高知県立人権啓発センター指定管理者の候補者は、下記のとおり選定されました。

記

- 1 選定委員会開催日時
令和4年11月8日（火）9時55分から11時25分まで
- 2 指定管理者候補者
公益財団法人 高知県人権啓発センター
高知市本町4丁目1番37号
- 3 応募団体の得点
公益財団法人 高知県人権啓発センター 396点（500点満点）
- 4 管理代行料提案額（5年間の合計：消費税を含む）
公益財団法人 高知県人権啓発センター 56,812,000円
- 5 選定委員会意見
別紙のとおり

具体的な評価項目	コメント
申請者の経営方針等	<ul style="list-style-type: none"> ・県の人権啓発の事業とセットで行うことで、効率的な運用を行えることは評価できる。 ・長年にわたり、人権に関する啓発・研修等を行い、人権尊重の社会づくりに寄与している。 ・法人の業務内容と施設の連携は切り離せない。
申請者の経営状況	<ul style="list-style-type: none"> ・県の人権啓発の事業とセットで行うことで、効率的な運用を行えることは評価できる。
業務の実績とノウハウ	<ul style="list-style-type: none"> ・15年間の実績・ノウハウを有しており、問題なく運営できている。 ・施設管理の十分な実績があり、適当と思われる。 ・長年にわたるセンターの管理実績があり、公の施設に関する法令を熟知しており、公平公正で効率的な業務運営にノウハウが認められる。 ・S58年設立より、これまでの実績は大きな加点である。
計画の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に沿った内容である。
施設の利用促進	<ul style="list-style-type: none"> ・一般的な方法による利用促進である。 ・駐車場の利用促進方法（利便性）を検討してほしい。 ・月によりホールの利用にバラつきがある。利用促進に工夫を。 ・ニーズの把握に努め、施設の利便性の向上と施設の周知広報による利用促進を図り、人権への理解を深めている。
施設・設備の維持管理	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に沿った内容である。
情報管理・安全管理・危機管理	<ul style="list-style-type: none"> ・法令に沿った内容である。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・ソフトとハードの一体運営が効率的。 ・直指定が望ましい。